

# 確定申告は 自宅からスマホで!



簡単・便利な  
e-Tax



## ■ 自宅からの e-Tax でこんないいこと!

- 確定申告会場に来場する必要なし!  
混雑する会場に行かなくてもよい! 外出を要しない自宅からの e-Tax は、最も有効な感染防止策!
- 申告書の印刷・申告書・添付書類(本人確認書類や、ふるさと納税に係る寄附金の受領証等)の税務署への持参や郵送が不要! ※一部の書類は提出が必要です。
- 早期(3週間程度)に還付金を受領!  
書面提出の場合は1か月から1か月半程度で還付

## ■ 申告書作成・送信の流れ

**STEP 1** マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマホを準備  
※事前にマイナポータルアプリのインストール・設定が必要です。



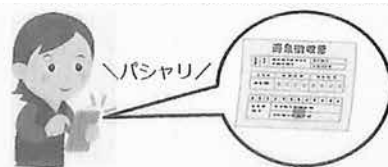
**STEP 2** 「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、確定申告書を作成・送信  
画面の案内に沿って入力・操作をすれば、自動計算で確定申告書の作成・送信ができます。  
※印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。



作成コーナー

確定申告書等  
作成コーナーはこちら

カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り、金額・支払者情報等の記載内容を自動入力!



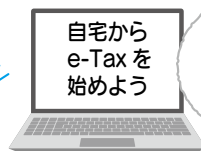
## ■ 分からないことがあっても、自宅で解決できる!

▶ 動画 (YouTube「国税庁動画チャンネル」) で操作方法を確認



確定申告 動画

動画はこちら



自宅から  
e-Tax を  
始めよう

申告内容に応じた  
操作方法を  
確認します!



住宅ローン控除



医療費控除



ふるさと納税

▶ チャットボットや電話で相談

チャットボットでの相談

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



税務職員  
ふたば



チャットボットは  
こちら

お電話での相談

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

受付時間は、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。上記の電話番号がご利用できない場合は、☎ 03-5638-5171 (有料) をご利用ください。

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時  
(土・日・祝日年末年始を除く)

## ■ 申告・納税に関する一般的なご相談は確定申告相談センターへ

### 小牧税務署 ☎ 0568-72-2111

電話は自動音声によりご案内します。ご用件に応じて次の番号を選択してください。

内容	番号	受付先
所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税の確定申告、贈与税の申告に関するご相談	0	確定申告相談センター (3月15日(水)までご利用できます)
国税に関する一般的なご相談	1	電話相談センター(税務相談室職員がお答えします)
税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合	2	税務署
消費税軽減税率・インボイス制度に関するご相談	3	消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

## ■ 令和4年分 確定申告会場について

令和4年分の確定申告における申告会場も、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、会場の混雑を回避する観点から、会場に入場の際は、**入場整理券**が必要となります。

※入場整理券は、当日会場で配付しますが、国税庁のLINE公式アカウントから事前発行もおこなっています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

日付・会場	開催内容
2月16日(木)から 3月15日(水) <b>小牧勤労センター</b> 小牧市上末2233番地2	2月13日(月)から15日(水)までは、公的年金を受給される方および新規に住 宅ローン控除を受けられる方を主な対象として、事前説明会を実施しています。 ※混雑の状況によって、後日の来場をお願いする場合があります。

上記会場開設期間中は税務署内での申告相談はおこないません。

**受付時間** 午前9時から午後4時(土・日曜日・祝日を除く)

2月19日(日)・26日(日)に限り、**小牧勤労センター**にて申告相談をおこないます。

**申告期限** 所得税および復興特別所得税、贈与税は3月15日(水)

個人事業者の消費税および地方消費税は3月31日(金)

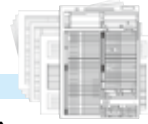




# 大口町の確定申告会場は

ほほえみプラザ (健康文化センター)

4階ほほえみホールです



**入場には事前予約か当日整理券が必要です**

期間

**2月16日(木)から28日(火)**

※土・日・祝日は除きます。

時間

午前9時から正午、午後1時から4時

※新型コロナウイルス感染防止のため、一時間毎に入場を制限させていただきます。

Web  
予約

**2月6日(月)から12日(日)** 24時間受付



町ホームページか二次元バーコード  
よりご予約ください。

※予約1回につき1人分(2人分申告  
する際は2回予約が必要)です。

電話  
予約

**2月8日(水)** 午前8時30分から午後5時15分



事前予約をお願いします。

**95-1112**

※電話予約は、午後1時から4時  
までの時間帯を承ります。

- ▽ 持参するもの
  - ▽ マイナンバーカードの写し
  - ▽ マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーが記載された書類(通知カード・住民票の写し等)と、マイナンバーの持ち主であることを確認できる身元確認書類(運転免許証)の写し
  - ▽ 申告により税金が還付される方は、申告者名義の口座情報(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号)が確認できるもの(通帳等)
  - ▽ 申告に必要な書類(源泉徴収票や保除料支払額証明書等)
  - ▽ e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、番号が分かるものをお持ちください。
- ▽ 左記の内容については、大口町の確定申告会場で申告できません。
- ▽ 所得税および復興特別所得税以外の申告
  - ▽ 土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
  - ▽ 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を初めて受けられる方
- ▽ 注意事項
  - ▽ 確定申告書の提出は確定申告会場です。
  - ▽ 確定申告された場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度は適用されません。
  - ▽ 特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税と町県民税で異なる課税方法を選択する場合は、納税通知書送達前までに申告してください。送達後に申告されずと、町県民税に反映できません。また、損益通算や繰越控除についても同様です。
  - ▽ 3月1日(水)以降に確定申告をされる場合は、小牧勤労センター確定申告会場をご利用ください。
  - ▽ 住民税の申告は、2月1日(水)から『税務課』で受付をおこないます。ただし、2月16日(木)から28日(火)の確定申告期間中は、『確定申告会場』で受け付けをおこないます。
  - ▽ 新型コロナウイルス感染症予防のため、より安心・安全・便利なご自宅から申告できるe-Taxの活用にご協力ください。

## 確定申告書は

国税庁ホームページで簡単に作成できます！

年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告をする必要はありません。

▽この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

▽外国政府等から支給を受ける公的年金等、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける方は、確定申告が必要です。

▽確定申告が必要ない場合であっても、町県民税の申告が必要な場合があります。

確定申告が必要ない方でも町県民税の申告をしなければなりません。

▽町県民税の均等割が課税される方で、給与、年金以外の所得（農業、不動産等）がある方

▽所得税がかからない方で、各種控除（医療費、社会保険料、生命保

険料等）の適用を受けることで町県民税が減額となる方

※収入がない方でも、国民健康保険の算定や公営住宅の入居等において申告が必要な場合があります。

町県民税の申告 町県民税の申告は左記のとおり受け付けします。申告期限は3月15日（水）です。

種類	受付期間 (土曜・日曜・祝日を除く)	場所
町県民税申告	2月1日(水) から15日(水)	役場1階 税務課窓口
町県民税申告 確定申告	2月16日(木) から28日(火)	ほほえみプラザ4階 ほほえみホール
町県民税申告	3月1日(水) から15日(水)	役場1階 税務課窓口

## 税務だより



### 固定資産税の口座振替

相続や贈与等によって12月末までに所有者が変更になった場合、令和5年度は現金での納付となります。新所有者で口座振替での納付を希望される方は口座振替の申し込みが必要となります。

なお、新所有者がすでに固定資産税を口座振替で納付している場合は、引き続き口座振替での納付となります。

また、共有名義で所有している資産の持分変更のみをおこなった場合も新しく口座振替の申し込みが必要となりますのでご注意ください。

### 自動車等の名義変更・廃車などの手続き

3月は窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。このため、できる限り早く手続きされますようお願いいたします。

原動機付自転車および小型特殊自動車  
持ち物

▽廃車・譲渡したち

ナンバープレート・標識交付証明書

▽購入したら

販売証明書または譲渡証明書

手続き場所

税務課

※「購入した場合」は15日以内の手続き・「住所など申告事項に変更があった場合」は手続きが必要となります。

普通自動車・小型自動車・126cc

以上の二輪車手続き場所

▽愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所

☎050-5540-2048

軽自動車660cc以下の三輪四輪自動車手続き場所

▽軽自動車検査協会

☎050-3816-1773

※車両ごとに異なります。

問合せ先 税務課 ☎95-1113

